

(四三八)

それから第七條第二項の点は、書かなくとも当然であるということであり

ますが、そういう御意見もあらうと思
います。要するにこの法律の條文
が相當、何といふまでも、農業計画
の推進なり、或いは食糧確保の趣旨を
誤つてゐるやうな点もありまし
て、而もこの計画は飽くまで供出を確
保し、日本の食糧需給を、ともかくでき
るだけやつて行きたいというやうな基
盤から出ておられるので、さうやうな
趣旨をこの際鮮明にいたしましたのであり
まして、当然農家がやつてゐることを特
に余計なことを書いてゐるというのでは
ないのではありません。その点を御了承を
願ひたいと思ひます。

○北村一男君 先程超過供出の問題に
ついて、政務次官から御答弁を頂いた
のであります。三倍という率をお
決めにしようとする、やはり出す人が
出にくいと思ふのであります。それ
から超過供出をする量は、供出量に比
べては極く僅かのものでございませう
から、これは自由に供出させる、値段
の点も自由に供出させるとしても、國
家が調整金を出しになる額は極く少
くて済むのではないかと、それだけでも
政府の操作に乗るといふことは、そん
なものを償つても余りあるのじやない
かと思ふのであります。この点につ
いて重ねて御答弁を頂きたいと思ひま
す。

○政府委員(平野善治郎君) 北村さん
の御意見は、先程の御意見同様であり
まして、供出を終つた者については自
由販賣を許した方が、却つて合理的だ
という御意見であります。いさゝか
な方面から考えまして、自由販賣を許
すことは、この段階においては好まし
くないと思ひます。併しながら非常な

努力をして、供出以外の農作物を作つ
て頂いた人に酬むために、三倍の價
格を予め上げて置いて、さうして増産
に奮勵を願つた方が適當である、こ
ういふ考えからやつておるのでありま
す。

○野野繁雄君 第二條の雜穀でありま
すが、食糧管理法によつて雜穀といふ
ことは何々といふことを定めてあるか
ら、ここには雜穀と書いてあれば分つて
る。こゝにいふやうなことでありませ
れど、これは特別な法律でありますか
ら、別な法律に如何に雜穀の内訳は書
いておつても、こゝでただ雜穀とい
うだけで、その名称を書いていないの
は、立法技術として手落ちじやない
か、こゝを考へるのであります。他の法
律に雜穀の名称が書いてあるから、こ
の法律には雜穀といふことを書かなく
ともよいという理由があつたならば、
その理由を承わりたいと思ふのであ
ります。

次に、第三條の第一項の「農林大臣
の指定する雜穀」といふのは、どうい
うやうなものであるかといふ、その名
稱をお示しを願ひたいと思ふのであ
ります。

それから第三條の第三項の、さきに
山崎委員からもお話があつたのであり
ますが、生産に必要なところの物資を
配給しておるところの者に命ぜられて
ありますが、若しその者が予定の通り
配給ができないといふやうな場合にお
いては、これに對する処罰の方法がな
いのであります。農家が供出する場合
において罰金で罰せられたところのものを
供出しなければ処罰をする。これ等の
取扱業者がこれを怠つた場合において

処罰をするといふ規定がないといふこ
とは、片手落の規定でないかと考へる
のであります。

それから第七條であります。割当
を、市町村長が決定しなくてはできな
いのであります。市町村長の割当が
遅れた場合においてはどうかといふ
か。又一方においては、現在政府は米や
甘藷の割当をしておられるのでありま
すが、米及び甘藷の現在の事前割当の
状況は、どういふやうな進行状態であ
るか。各市町村で市町村長は割当を済
しておられるかどうか。若し済まし
ていないといふことであつたならば、事
前割当といふことを政府は話してお
るが、その効力はないものでありはせ
んか。要するに、生産の確保のため
には政府は事前割当をしなくちゃで
きないといふやうなことが、現在事前割
当の進行程度がどうであるか。若し又そ
の進行程度が最末端まで割当が済まな
いといふことであつたならば、いつま
でに如何なる方法によつて割当を済ま
される考へであるか。

第八條の第二項であります。さつ
きのお話によつて、いさゝかな事情の
ために收穫が減じたならば割当を減額
されるという話なんでありましたが、現
在のやうに肥料の割当が窒素肥料のみ
によつて割当せられるといふことであ
つたならば、すべての作物が秋落ちのす
るのの當然のことでありませう。であ
りますから、政府においてはこの秋落ち
がしないやうな肥料政策その他の方法
があるとしたならば、それをお示しを
願ひたいと思ふのであります。

あるのであります。これはどのくら
いの期間を予定しておられるのであ
るか。

それから第十一條の第一項の防護林
の保全とありますが、現在我が國の狀
態を考へて見ますといふと、松の害
虫が非常に殖えて、あらゆる地方の松
の木が枯死しつつあるのではありません
か。これに對しては、政府においてもい
ろいろ対策を講ぜられておられるのであ
ります。けれども、現在のやうなやり方では
ますます松の立枯れは増加するだけで
あつて、防護林といふやうなものも、
或いはこのままにして置いたならば全
滅になつて、食糧増産に大支障を來す
と考へるのであります。又食糧確保に
は關係がありませぬけれども、木材の
ために、風致林のためにいさゝか
障害を來すと考へるのであります。こ
れに對しては政府は今後如何なる方法
を以てこの立枯れを防禦しようと思
ふのであるか、これに對する將來の計画
及び予算的措置を一つ説明して貰ひた
いと思ふのであります。

それから第十八條の、「政府は毎年
度予算の範囲内で補助金を市町村に交
付する。」といふことであるのでありま
すが、この補助金の内訳を一つ説明し
て頂きたいと思ふのであります。

○政府委員(片岡眞吉君) 御質問の第
一點の雜穀といふ定義が、はつきりせ
んことが立法技術として適當でない
といふ御意見ですが、さういふ御意見も
あらうかと思ひますが、我々といひし
ましては食糧管理法で雜穀の定義をい
たしておりました。雜穀の考へ方な
り、解釈が現在ではすでに社会通念的
にも大体これが分つておるのじやない

だらうか、かような建前から特に明細
な種類分けを法律上いたさなかつたの
で、さういふ趣旨で我々は考へてお
るのであります。この食糧管理法で雜穀
といひましておられるのは、現在日本の
農村で作られておられます殆んど全部を
網羅しておられて、それを申し上げま
すと、大豆、小豆、豌豆、乾豆、蚕豆、さ
ざげ、綠豆、蕎麥、燕麥、ライ麦、粟、
稗、蜀黍、玉蜀黍、落花生、殆んど全
部を網羅しておるやうな關係になつて
おります。

それから米麦等の主要食糧の供出に
つきましては、最後の場合には強権発
動をするに對して、農家等に配給され
ます。雜穀製品その他のものにつ
いては、さういふことがない点が、片手落
であるといふやうな御意見でありまし
た。この御意見は常に農村からも主張
たされておることでありまして、この点
は勿論法制度上やうな強権発動までの
措置は現在ございませぬけれども、で
きるだけこの点につきましては、所定
の計画を遂行して所定の時期までに配
給いたしますやうに、關係方面と常に
連絡を取つておるのでありまして、尙
特に糧食物資等につきましては、從來
ややまと時期が遅れるといふ憾み
がありますので、特にこの点は今後最
善の努力を盡して行きたいと思ひてお
ります。

それから第三點の、第八條第三項の
「都道府縣知事の定める期間内に、これ
をしなければならぬ。」といふ、この定
める期間の見通しであります。大体
收穫時期から二週間程度といふやうに
現在では考へております。勿論各都道府
縣の実情から若干の短縮があると思ひ

すこと、この目的においては、併しながら非常な
取扱業者がこれを怠つた場合において
その期間内というよりなことが書いて
にも、大体これが分つておるのしやない
縣の実情から若干の短縮があると思ひ

ますが、我々といしましては大体收
穫後、二週間程度という考え方である
のであります。

第四点の秋落ちを防止する点につい
ての対策如何であります、詳細なこ
とは私まだ承知しておりませんが、

で、御必要がありますれば後程専門の
方から御説明をいたしたいと思つてお
ります。ただ私の方で現在やつており
ますのは、金肥だけではなか／＼や
はり最後に秋に入つてどうも收穫が落
ちるといふことも聞いております、ど
し、又農村側の欲求をいしまして、ど
うしても有機質肥料を入れて欲しいと
いう要求が非常に熾烈であるのであり
まして、但し昔かような大豆粕を肥料
として多量に配給というようなことは、
は、差当りは期待が持てませんので、
現在では北海道等で生産をされます

ところの魚粕等につきましては、実
は私の方で或る程度リンク用の米を出
しましてこれを買付けまして、最も魚
粕等を欲求する地帯にこれを配給をい
たしたいと考えております。その他米
の供出等の場合におきましては、でき
るだけ生産地において統制をいたしま
して、糠をその生産地に残す、こうい
うことも考えておりますし、又米、
麦等の包装をされておりますところ
の空袋につきましては、これを必要量
は農村にも還元いたす。これは勿論あ
との穀類の包装に使うことが原則であ
りましようが、場合によつてはそれ
が或いは一部は堆肥の原料に廻ること
もあり得ると考えておりますが、でき
るだけさうな方面に努力をしておる
ような状況であります。

それから防護林の立枯れの点につき

ましては、実は非常に専門外でござい
まして、私から御答弁いたすことが却
つて不適当だと思ひますから、後程林
野局の専門家から御説明を申上げたい
と思ひます。

それから保険金の内容はお手許に配
つてあるものでありますから……

○委員長(補見義男君) ちよつと御了
承を得たいと思ひます。文教委員会
今これから採決に入るもので、借りて
おりました速記をその方に返さなきや
なりませんから、御了承を得たいと思
ひます。速記を止めて。
午後三時四十三分速記中止

午後四時二十九分速記開始
○委員長(補見義男君) 速記を始
めて。それでは本日はこれにて散会いた
します。

午後四時三十分散会
出席者は左の通り。

- 委員長 楠見 義男君
理事 高橋 啓君
委員 太田 敏兄君
門田 定蔵君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 亀七君
平沼彌太郎君
木村三四郎君
佐々木鹿蔵君
竹中 七郎君
石川 準吉君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
寺尾 博君

- 政府委員
農林政務次官 平野善治郎君
農林事務官 山添 利作君
(農務局長)
食糧管理局長官 片柳 眞吉君
- 徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
池田 恒雄君

昭和二十三年八月十三日印刷

昭和二十三年八月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局